

昭和32年事業所統計調査

指定統計
第2号



調査票丙 (国営用)

7月1日

総理府統計局

※主 管 省 名 _____ ※事 業 所 号 _____

※ 産 業 分 類 番 号

大	中	小

1 事業所の名称			3 種別別従業者数 (該当のない欄は0と書いて下さい)
2 事業所の所在地	都道 市 区町村 府県 郡 番地		(1)常勤の者 人 (2)その他者 人 (3)計 人
4 業務の内容			

事業所責任者印 _____

注意 (1) 記入に当っては裏面の記入の要領を参照して下さい。
(2) ※印は主管省で記入します。



昭和32年事業所統計調査
調査票丙 (国営用)
副票

総理府統計局

※主 管 局 省 名 _____ ※事 業 所 号 _____

※ 産 業 分 類 番 号

大	中	小

1 事業所の名称			3 従業者数	4 業務の内容
2 事業所の所在地	都道 市 区町村 府県 郡 番地		(1)総数 人 (2)内常勤の者 人	

(日本工業規格A5判)

(裏 面)

記入の要領

A 調査の趣旨

総理府統計局では、事業所および従業者の分布ならびにその活動状態を明らかにしてわが国産業活動の姿態は極に資するとともに、各種課本調査のための適切な基礎資料を提供するため、本年7月1日を期して昭和32年事業所統計調査を行うことになりました。については国営の事業所に対しても一般の事業所統計調査に準じて、調査を行いますから御協力をお願いします。調査の対象となる事業所に対しては、各省主管省局から調査票が配付されますから、配付を受けたところでは下の「記入の仕方」に従って正確に記入して下さい。

B 記入の仕方

1 事業所の名称

事業所の正式の名称を省略せずに記入して下さい。

2 事業所の所在地

事業所のある場所を番地まで詳しく記入して下さい。

3 種別別従業者数

その事業所に勤務しているすべての従業者の数を「(1)常勤の者」「(2)その他の者」の区分に従って記入して下さい。

ここで従業者とは7月1日現在においてその事業所に勤務し、俸給、給料およびその他の給与を受けている者のすべてをいいます。したがって公務員であるか否かを問わず、局長、所長、場長、部課長、係長等の役付である、事務員、技術員、作業員、小使、人夫等であると問わず、この事業所に勤務している者はすべて従業者中に含まれます。ただし3ヵ月以上の長期欠勤者、休職者、停職者、組合専従者などは除きます。

(1) 常勤の者

次に掲げる者をいいます。

- イ 行政機関職員定員法第1条にいう一般職に属する職員。
- ロ 常勤労働者(肉体的又は機械的労働に服する人夫、作業員その他これらに準ずる者で、一般職の職員の給与に関する法律第14条の規定による勤務時間で勤務することを要する者をいいます。)

る者をいいます。)

国家公務員法第2条に定められる特別職の常勤職員。

(2) その他の者

常勤の者以外の従業者、すなわち非常勤の職員、公務員以外の従業者をいい、次に掲げるようなものがこれに当たります。

イ 日日雇入れられる職員および1週間の勤務時間が常勤職員の1週間の勤務時間の4分の3をこえない範囲で定められている職員。

ロ 国家公務員法第2条に定められている特別職の非常勤職員。

ハ 公務員ではないが、報酬を得てこの事業所の作業をする者(個々の契約で雇われている外国人や役員費などから報酬の支払を受ける臨時の人夫などがこれに含まれます)。

4 業務の内容

事業所に行っているおもな業務を主要なものから順に詳細に記入して下さい。

5 副 票

調査票の主要の記入が終了したら、下方の副票のそれぞれの欄に、調査票の各事項の記載にもとづき、所要の記入をして下さい。なおこの票は切離さないで、そのまま提出して下さい。